

7カ ボリ!

このコーナーでは、皆さまのお役に立つタイムリーな情報を、深掘りしてお届けします。

今回は運送事業者の皆さまに向けて「下請法」改正による影響を7カボリ!

01

そもそも「下請法」とは
何ですか？

正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」。1956年に、**下請取引の公正化と「下請事業者の利益保護」**を目的に制定され、親事業者（委託事業者）の義務や禁止行為が定められています。

02

「下請法」が
改正されるそうですが、
その目的は？

2025年5月16日に改正下請法が成立し、同5月23日に公布されました。施行日は2026年1月1日です。今回の改正は、近年の急激なコスト上昇を受けて**スムーズな価格転嫁を実現し、取引の適正化を目的**としています。

03

運送業には
どのような影響があるの？

運送業に与える影響は
以下の通りです。



- ① 荷主企業との運送取引が新たに適用対象になり、罰則付きで規制されることで価格転嫁が一層促進され、取引の適正化が進む見込みです。
- ② 取引条件の事前協議が義務化されたことで、今後、運賃交渉が行いやすくなります。
- ③ 「トラック・物流Gメン」の指導権限が強化されることで、不当な取引条件の是正が一層進むものと期待されます。
- ④ 法律の適用基準に従業員数が追加されたことで、委託者・受託者ともに新基準での適用範囲を再確認しておく必要があります。
- ⑤ 利用運送を行う運送事業者は、委託事業者として協力会社との取引に際し改正法の趣旨に沿って、一層の法令順守が求められます。

04

改正のポイントを
教えて

「下請法」の改正点と内容は以下の通りです。



改正点	内 容
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止	協議なしで価格を据え置くことや、一方的に価格を決めることを禁止。
② 手形払などの禁止	下請法の対象取引において手形払を認めない。
③ 運送委託の対象取引への追加	発荷主が運送事業者に運送を委託する取引が下請法の規制対象となる。
④ 従業員基準の追加	下請法の適用基準に、従来の資本金基準に加えて従業員の基準が追加（委託側300人超、受託側300人以下など）。
⑤ 面的執行の強化	事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。これにより「トラック・物流Gメン」などの権限が強化。
⑥ 下請などの用語の見直し	下請という用語が廃止され、下請事業者が「中小受託事業者」、親事業者が「委託事業者」に改称。また、法律名も「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の遅延等の防止に関する法律」（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）に改称。

05

法律に違反した場合の
罰則は？

違反行為を行った委託事業者には「**50万円以下の罰金**」が科される可能性があります。

下請法の改正に対して、内容をしっかり理解した上で対応していきましょう！